

[事案 24-162] 年金支払期間短縮請求

・平成 25 年 5 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行員（募集人）から加入時に十分な説明を受けなかったため、自らの認識とは異なる契約を締結させられたとして、年金受取期間の短縮を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 8 月、銀行を窓口として、一時払保険料 200 万円変額個人年金保険に加入したが、平成 24 年 8 月ころ、保険会社からの四半期毎の通知を見て、積立金額が下がっていているのに驚き、募集人に「年金受取期間は 5 年ですよ」と確認したところ、年金受取期間は 15 年であるとの説明を初めて受けた。契約締結時に、募集人から元本割れの場合の年金受取による元本保証の説明は受けたが、その場合の年金受取期間については説明が全く無く、契約申込書には年金受取期間を 5 年と書いたもので、いかなる場合でも契約申込書どおりにしてもらえるものと思っていた。そのうえ、そもそも保険会社と契約したとは思っておらず本契約を保険だとは認識していなかったことから、運用期間満了時の積立金額が基本保険金額（一時払保険料）を下回る場合の年金受取期間を 15 年ではなく 5 年としてほしい。また、その主張が認められない場合には、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本商品の特徴である、運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額を下回った場合には、15 年確定年金の年金受取総額で基本保険金額の 100% を最低保証することについては、募集時に使用する商品パンフレット等に記載があり、商品パンフレットにおいては、当該部分を赤色で下線したり、赤字表記している。
- (2) 募集人と上席者は、年金受取総額保証について慎重に説明し、申立人の理解を確認している。
- (3) 本商品が銀行の商品ではなく、保険会社の保険商品であること、預金とは異なり無条件での元本保証はなく預金保険制度の対象外であることは、商品パンフレット等に記載されており、そのことは募集人から説明しており、更に上席者も再度説明して申立人が理解したことを確認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 説明義務違反について

- (1) 元本割れした場合は 15 年の受取期間となることは、募集人から申立人に対し手交されたパンフレットや契約概要等に明記されており、また、元本割れした場合は 15 年の確定年金で元本保証が受けられることは、本契約の特徴であり、このような当該契約の特徴の説明を、募集人が失念することは、通常考え難く、さらに、申立人が選択した年金受取期間である 5 年についても、いかなる場合の年金受取期間であるのかが、パンフレ

ットや契約概要等に明記されており、この説明を募集人がしていないとは考え難い。

- (2) そうすると、募集人は、申立人に対し、本契約の年金金額の説明だけでなく、年金受取期間の説明も、併せて行なっていたものと推認され、申立人が主張するような説明義務違反の事実を認定することは困難である。

2. 錯誤無効について

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識にもとづいて契約を締結した場合である（民法 95 条本文）。
- (2) 申立人の事情聴取によると、申立人は、申込書で 5 年を選択した理由は、本契約締結時に 61 歳であったことから、本契約の運用期間 10 年の満了後 15 年の年金受取期間であると、年金受取りを終えるころは 80 歳を超えてしまうことから、自分の健康状態を考え、生きている間に年金受取り可能な 5 年を選択した旨主張しているが、この主張は、契約締結するに当たっての動機に留まるため、本件における錯誤は動機の錯誤であり、申込時において保険会社にかかる動機を表示していれば無効となることもあるが、これを表示していなければ錯誤による無効を主張することはできない。
- (3) しかしながら、事情聴取において申立人は、自身の健康状態を考え年金受取期間を選択する旨のやりとりを「やっていません」と述べており、自身の健康状態を考え年金受取期間を選択したという動機が表示されていた事実を認定することはできないため、この錯誤をもって、無効を主張することはできない。
- (4) なお、申立人は本契約が保険であるとは思わなかったと主張しているが、本契約の契約申込書等には、タイトルに「変額個人年金保険」と記載されており、保険契約であることは一見して明白で、申立人は、そのタイトルのすぐ下に署名・押印している。また、保険契約においてのみ必要な死亡保険金受取人欄にも、妻の氏名を自ら記載しているなど、契約時に本契約が「保険であるとは思わなかった」事実を認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。